「個人情報の取扱いに関する重要事項」および「会員規約・特約」

〈四銀〉フォーシーカード会員規定

第1章　【一般条項】

第1条（会員）

1.株式会社四国銀行（以下「当行」という。）に、本規定承認のうえ〈四銀〉フォーシーカード（以下「カード」という。）の利用を申込み、当行が適格と認めた方を本会員とします。
2.本会員が指定した家族で、当行が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお、本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。
3.本会員は、家族会員のカード取引による当行に対する一切の債務について責任を負うものとします。
4.本会員は、申込時にカード取引を行う普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含む。以下「利用口座」という。）を指定するものとします。

第2条（カードの種類）

1.当行が発行するカードの種類は、「フォーシーカード VISA」とします。
2.本規定中の VISA International Service Association（以下「VISA International」という。）に関する箇所は「フォーシーカード VISA」に適用します。

第3条（カードの貸与および管理）

1.当行は、会員に希望する種類のカードを貸与します。なお、家族会員にカードを貸与する場合は本会員と同一種類のものとします。
2.会員はカードを貸与されたときは、直ちにカード裏面署名欄に自署するものとします。
3.カードは、カード表面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。
4.カードの所有権は当行に属し、会員は他人にカードを貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。
5.日本国内にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ただちに当行所定の書面により利用口座のある店舗に届け出てください。この届け出を受けたときは、ただちにカードによるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの停止の措置を講じます。
6.前項の届け出の前に、電話による通知があった場合にも前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面により利用口座のある店舗に届け出てください。
7.海外にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ただちに VISA Internationalに加盟の最寄りの金融機関、クレジットカード会社または利用口座のある店舗に通知するとともに、帰国後すみやかに当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。

第4条（サービスの範囲）

1.本会員はカードを使用して、次のサービスを受けることができます。
①当行および当行が提携した金融機関の現金自動預金機（現金自動入払機を含む。以下「預金機」という。）を使用した利用口座への預入れ。
②当行および当行が提携した金融機関の現金自動支払機（現金自動入払機を含む。以下「支払機」という。）を使用した利用口座からの払戻し。
③当行および当行が提携した金融機関の現金自動振込機を使用した振込資金の利用口座からの振替えによる払戻しおよび振込。
④第19条第1項に定める加盟店における商品の購入ならびにサービスの提供を受けたことに係る代金および料金の立替支払い（以下「ショッピングサービス」という。）。
⑤支払機等による立替現金払出し（以下「キャッシングサービス」といい、「キャッシング一括サービス」、「キャッシングリボサービス」により構成されます。）。
⑥その他のサービス。
2.家族会員も、前項の全てのサービスを受けることができます。

3.会員は、第19条第3項に定める提携組織において自社のクレジットカード会員に対し実施する各種サービスのうち一部受けることのできないサービスがあります。

第5条（カードの利用方法）

1.会員は預金機および支払機にてカードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカードサービス（第4条第1項①～③）を利用する際には「キャッシュカードのご利用」の方向から挿入し、クレジットサービス（第4条第1項④⑤）を利用する際には「クレジットカードのご利用」の方向から挿入し、機能を使い分けるものとします。
2.会員がカードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両方を使用できる加盟店においてカードを利用する場合には、カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについては会員が当該加盟店に申し出るものとします。
3.本条第1項および第2項において会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとし、また会員はこの場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条（特典および付帯サービス）

1.当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、パンフレット等に記載します。
2.当行は会員に事前に通知することなく、特典の内容を変更または中止する場合があります。
3.会員は、当行と契約しているサービス提供企業（以下「サービス提供企業」という。）が提供する付帯サービスを利用することができます。
4.付帯サービスの利用にあたっては、サービス提供企業の定める規約等がある場合には会員はそれに従うものとします。また、カードの種類によっては利用できない付帯サービスがあることを予め了承することとします。
5.サービス提供企業は会員に事前に通知することなく付帯サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第7条（保証）

1.会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」という。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。
2.会員と保証会社との間の取り決めは、別途〈四銀〉フォーシーカード保証委託約款」に定めるものとします。

第8条（暗証番号）

1.会員は、当行所定の方法により、払戻し、振込に使用する暗証番号（4桁の数字）および第19条第1項に定める加盟店に設置の端末機を使用するショッピングサービス、日本国内および国外におけるキャッシングサービスに使用する暗証番号をそれぞれ届け出るものとします。
2.会員は、暗証番号につき生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、また、会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3.会員は、当行所定の方法により暗証番号を変更することができるものとします。ただし、カードの再発行手続きが必要となることがあります。

第9条（暗証番号の照合等）

1.当行は、支払の際に使用されたカードが、当行が会員に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届け出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、日本国内のキャッシングサービスを行います。
2.当行は、支払機の故障、停電時等において窓口でカードを確認し、当行所定のキャッシングサービス受領書に使用された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認のうえ、日本国内のキャッシングサービスを行います。
3.当行は、日本国外における VISA International に加盟する金融機関、クレジットカード会社が設置し、指定している支払機において、入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を当行が確認のうえ、海外キャッシングサービスを行います。
4.当行は、日本国外における VISA International に加盟する金融機関、クレジットカード会社がカードを確認し、カード上の署名とキャッシングサービス請求書類の署名の一致を確認のうえキャッシングサービスを行います。
5.加盟店に設置の端末機によりカードを確認し、端末機操作の際に使用された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認のうえ、ショッピングサービスを行います。

第10条（カードの有効期限）

1.カードの有効期限は、当行が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
2.有効期限の2ヵ月前までに申出がなく、当行が引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規定を送

付します。但し、届出住所宛に当行が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
3.本会員は有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
4.カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規定を適用するものとします。

第11条（届け出事項の変更）

1.会員が届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、家族会員に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。
2.前項の届け出を怠ったために、当行から届け出の氏名、住所にあてて通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第12条（年会費）

1.会員は、当行に対し所定の年会費を毎年1回所定月の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。なお、本規定による契約が終了または解約されても年会費は返却しません。
2.前項の年会費は、当行が必要と定めたときは相当な範囲で変更できるものとし、この場合、当行の店頭または支払機設置場所に掲示するものとします。

第13条（偽造カード等によるキャッシングサービスの利用）

偽造または変造カードによるキャッシングサービスの利用については、会員または会員の法定代理人の故意による場合またはキャッシングサービスの利用について当行が善意かつ無過失であって会員または会員の法定代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、会員は、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第14条（カードの紛失・盗難等）

1.会員は、カードの紛失・盗難等にあった場合には、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出するものとします。
2.カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じたキャッシングについては、次のすべてに該当する場合、会員は当行に対して当該キャッシングにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知または届け出が行われていること。
②当行の調査に対し、会員より十分な説明が行われていること。
③警察署に被害届を提出していることおよびその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
3.前2項の請求がなされた場合、当該キャッシングが会員または会員の法定代理人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知または届け出が行われた日の30日（ただし、当行に通知または届け出することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該キャッシングにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該キャッシングが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、会員または会員の法定代理人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
4.前3項の規定は、前3項にかかる当行への通知または届け出が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正なキャッシングが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。
5.前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
①当該キャッシングが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
A.会員または会員の法定代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合。
B.会員の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって当該キャッシングが行われた場合。
C.会員が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。
6.カードを他人に使用され、キャッシングサービスを利用されたことにより生じた損害で、前3項により当行が補てんする以外のものは会員の負担とします。

第15条（カードの再発行等）

1.カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行が認めた場合で、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2.カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。ただし、カードの偽造、変造等の場合のカードの再発行は、その限りではありません。

第2章　【ショッピング・金融サービス条項】

第16条（利用可能額）

1.ショッピングサービスの利用可能額（以下「ショッピング利用可能額」という。）は、本会員と家族会員の利用可能額を合算して当行が審査し決定した額までとします。また、当行は、ショッピング利用可能額の範囲内でリボルビング払い、分割払い（ 3回以上のものをいう。2 回払いおよびボーナス一括払いを含む。以下同様）の利用可能額を別途定めることができるものとします。なお、当行は、この金額を会員に通知することなく増額または減額できるものとします。また、会員が増額を希望する場合は、当行所定の方法により申し込むこととし、当行が適当と認めたときに増額するものとします。
2.ショッピングサービス利用の際、利用金額、購入商品や提供を受けるサービス、利用状況等の事情によっては当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当行または提携会社に対してカードの利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。なお、当行または提携会社が会員のカード利用が適当でないと判断したときはカードの利用はできません。
3.日本国外におけるキャッシングサービスによる利用可能額は当行が審査し決定した額までとします。
4.会員は、利用可能額を超えてカードを利用した場合においても当然に支払義務を負うものとします。

第17条（複数枚カード保有における利用可能額）

1.会員が、当行の発行するカードを複数枚所持している場合のショッピング利用可能額は、それぞれのカードごとの合計額ではなく、それらのカードを合算して第16条第1項に定めた金額以内とします。
2.日本国内におけるキャッンング利用可能額についても、それぞれのカードごとの合計額ではなくそれらのカードを合算して第16条第3項に定めた金額以内とします。

第18条（手数料の料率、利率の変更）

リボルビング払い、分割払いの手数料の料率およびキャッシングサービスの利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。この場合、当行から手数料の料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い、キャッシングサービスの利用残高に対し、また分割払いについては変更後の利用分から、変更後の手数料の料率、利率が適用されるものとします。

第19条（ショッピングサービス）

1.会員は、VISA International に加盟の金融機関またはクレジットカード会社等（以下「提携 VISA 各社」という。）と契約した日本国内および国外の加盟店（以下「加盟店」という。）にカードを呈示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことによりショッピングサービスを受けることができます。なお、当行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、または署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。
2.前項の定めにかかわらず、当行が通信販売、カタログ販売等特殊な方法を定めた場合は、その方法によるものとします。この場合には、カードの呈示、署名等を省略することができるものとします。
3.会員は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたとき若しくは退会・会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、会員は、当行が必要であると判断したときに、会員に代わって当行がカードの会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を加盟店に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。
4.前1から3項により会員が加盟店に支払うべき代金および料金は、加盟店、提携 VISA 各社（以下加盟店・提携 VISA 各社を総称して「提携組織」という。）からの請求に基づき当行が所定日までの間、会員の委託により立替支払いします。
5.前項において提携組織は加盟店から、会員の利用により生じた加盟店の会員に対する債権の譲渡を受ける場合があります。この場合、会員は加盟店、提携組織からの通知または承認の請求を省略して譲渡されることを予め承諾するものとします。
6.会員のショッピング利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務によっては当行の承認が

必要になります。この場合、会員は加盟店が当行に対してショッピング利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。その際、当行が会員本人の利用であることを確認することがあります。
7.当行は、会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合、または約定支払日に支払われなかった場合は、ショッピング利用を断ることがあります。また貴金属、金券類等の一部の商品については、ショッピング利用を制限することがあります。
8.会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することはできません。
9.商品の所有権は、当行が加盟店に対して立替払いをしたとき、または加盟店から当行に債権が譲渡されたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを会員は承認します。
10.会員は、カードの利用により購入した商品またはサービス等を加盟店との合意によって取消す場合、その代金および料金は当行所定の方法により精算するものとします。

第20条（ショッピング利用代金の支払区分）

1.ショッピング利用代金の支払区分は一括払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、支払回数が3回以上でかつ当行所定の支払回数の分割払い（以下「分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いは、一部の加盟店で指定できない場合、ボーナス一括払いは指定できない期間がある場合があります。なお、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかったときは、すべて一括払いを指定したものとして取り扱われます。また、リボルビング払い、分割払いを指定した場合でも、利用したカードを解約したときは、未払債務を繰上げて支払うことを予め承認します。
2.前項にかかわらず、会員は、次の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払い、分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、キャッシングサービス、その他当行が指定するものには適用されません。
①本会員が申し出、当行が認めた場合、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。ただし、会員がカード利用の際に一括払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定したときは、当該ショッピング利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、一括払いとなることがあります。
②日本国外に所在する加盟店（これに準ずるものを含む。）でのショッピング利用代金について、事前に本会員が申し出て当行が適当と認めた場合に、以後の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。
③カード利用の際に一括払い、2回払い、ボーナス一括払いを指定したショッピング利用代金の支払区分について、本会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申し出を行い、当行が適当と認めたときに、当該代金（2回払いは利用額の全額）をリボルビング払い、分割払いに変更する方式。その場合、一括払い、2回払いからの変更のときは、カード利用の際にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更のときは、ボーナス一括払いの支払日の締切日にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後で、ボーナス一括払いの支払日の締切日までに会員資格の取消しがあったときは、支払区分変更の申し出はなかったものとします。
④支払日の前月22日以降に、前項により支払区分の変更を行ったショッピング利用代金については、事務上の都合により、利用時の支払方法に応じた各締切日の翌月15日を締切日とみなして取り扱われます。

第21条（代金等の支払い）

1.ショッピングサービスおよび第26条に定めるキャッシングサービスによる会員の当行に対する債務の締切日は、毎月15日とし、翌月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで本会員の利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、支払日等について別に定めがある場合は、その定めに従うものとします。なお、事務上の都合により支払日は翌々月以降の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）になることがあります。
2.2回払いは、ショッピング利用代金の半額（端数が生じた場合は、初回分に算入します。）を、締切日の翌月と翌々月の支払日に支払うものとします。ボーナス一括払いの締切日は、毎年7月15日、12月15日とし、それぞれ翌月の支払日に支払うものとします。
3.本会員または家族会員が、本規定に違反してカードを利用した場合ならびに本規定に定める以外の方法によりカードを利用した場合でも本会員は支払いの責を負うものとし、その利用代金および料金の支払いは第1項および第2項と同様とします。
4.会員の日本国外におけるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金および料金については、外貨額を円貨に換算した金額を第1項の定めにより支払うものとします。円貨への換算には、VISA International で売上処理した時点のVISA International が適用した交換レートに当行の海外取引に係わる事務処理など所定の費用分を加算したレートを適用するものとします。但し、日本国外におけるキャッシングサービスについては、海外取引に係わる事務処理など所定の費用分は加算しておりません。
5.当行は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当行指定のウェブサイトに閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（但し、法令で別途定めがある場合においては、カード利用代

金明細書を郵送による方法で送付します）。会員はVpass会員規約、カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、当行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。なお、ご利用代金明細情報についてWebによる通知の希望を届出（WEB明細特約の締結）されない場合、および法令により書面通知を義務づけられる場合、本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当行は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当行の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書が閲覧可能となってから（書面の場合は受領から）10日以内に当行に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。
6.会員の当行に対する弁済期の到来している債務について、当行は随時、支払いを受けることができるものとします。また、弁済期の到来しているショッピングサービス（日本国外におけるキャッシングサービスを含む。）による債務と日本国内におけるキャッシングサービスによる債務の合計額が利用口座の預金不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。

第22条（リボルビング払い）

1.リボルビング払いは、次のいずれかの方法で支払うものとします。
①（お店でリボ）：カード利用の都度リボルビング払いを指定する方法。
②（マイペイすリボ）：本会員が事前に申し出て当行が適当と認めた場合において、予めカードショッピング代金の支払区分を全てリボルビング払いにする方法。但し、会員がカード利用の際に一括払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、一括払いとなることがあります。
③（あとからリボ）：カード利用の際に一括払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当行が定める日までに支払区分変更の申し出を行ない、当行が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額等については、一括払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。
2.本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
3.毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象と致します。
4.本会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。
5.第19条第9項に定めるカード利用後の取消の場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消に拘わらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。
《リボルビング払いについて》
● 毎月の元金支払額（元金定額方式）
5千円、1万円以上1万円単位にご指定いただきます。
※リボルビングご利用残高がご指定の元金支払額に満たないときは、その元金と手数料の合計額をお支払いいただきます。
● リボルビング払いの手数料の料率
実質年率15.00%（年365日（閏年は366日）の日割計算）
● リボルビング払いの手数料計算期間
利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。
締切日の翌日から翌月の締切日までを1か月分とし、翌々月の支払期日に後払いするものとします。
初回：手数料計算の対象外
2回目：最初に到来する締切日の翌日から2回目の締切日まで
3回目以降：前月の締切日の翌日から締切日まで
● 手数料計算式

リボルビング払い残高×手数料の料率×手数料計算期間（日）÷365日（閏年は366日）
●　お支払い例
3月1日に5万円（消費税込み）のご利用をされた場合
＜手数料の料率15.00%、「元金定額（1万円コース）」を選択された場合＞
①第1回目お支払い（4月10日）
・元金支払額　10,000円
・手数料　0円
・お支払い額　10,000円
・お支払い後残高　50,000円-10,000円＝40,000円
②第2回目お支払い（5月10日）
・元金支払額　10,000円
・手数料　50,000円×15.00%×26日（3月16日～4月10日）÷365日＋40,000円×15.00%×5日（4月11日～15日）÷365日＝616円
※支払期日をまたぐので元本が途中で変ります。
・お支払い額　10,616円
・お支払い後残高　40,000円-10,000円＝30,000円
③第3回目お支払い（6月10日）
・元金支払額　10,000円
・手数料　40,000円×15.00%×25日（4月16日～5月10日）÷365日＋30,000円×15.00%×5日（5月11日～15日）÷365日＝471円
・お支払い額　10,471円
・お支払い後残高　30,000円-10,000円＝20,000円

第23条（分割払い）

1.分割払いは次の方法で指定するものとします。
①カード利用の都度分割払いを指定する方法
②カード利用の際に一括払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金（2回払いは利用額の全額）を分割払いに変更する方法。この方法は、当行が定める日までに支払区分の変更の申し出を行い当行が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、一括払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合はボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。
③分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2.分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は下表の通りとします。但し、加盟店により指定できない回数があります。また24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合のみ指定できます。
《分割払いについて》
●　分割払いの支払回数、支払期間、手数料の料率（実質年率）、利用代金100円当りの手数料額（円）

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
手数料の料率（実質年率）	12.00%	13.25%	13.75%	14.25%	14.50%	14.75%	14.75%	14.75%	14.75%
利用代金100円当りの手数料額（円）	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08

※加盟店により、上記支払回数がご指定いただけない場合があります。
● 分割払いのお支払い例
5万円（消費税込み）、を10回払いでご利用された場合
・分割払い手数料　50,000円×（6.70円／100円）＝3,350円
・支払総額　50,000円＋3,350円＝53,350円
・各回分割支払い額　53,350円÷10回＝5,335円

3.分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
4.本会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。
5.第19条第9項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第2項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第24条（見本・カタログなどと現物の相違）
会員が見本、カタログなどにより申込みをした場合において引渡され、または提供された商品、権利、役務が見本、カタログなどと相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとします。

第25条（支払停止の抗弁）
1.会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
2.前項の定めにかかわらず、会員は、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
①商品等の引渡し、提供がなされないこと。
②商品等に破損、汚損、故障、その他瑕疵があること。
③その他商品等の販売、提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
3.当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申し出るときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
4.会員は、前項の申し出をするときは予め第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
5.会員は、第3項の申し出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が第2項の事由について調査するときは、会員はその調査に協力するものとします。
6.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
①売買契約が会員にとって営業のためにもしくは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。
②リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
③分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4 万円に満たないとき。
④海外加盟店でカードを利用したとき。
⑤会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
7.会員は、当行がショッピング利用代金の残額から第2項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続するものとします。
8.本条に定める条項は、既払金の返還の請求を認めるものではありません。

第26条（キャッシングサービス）
1.会員は、当行および提携銀行等が設置している所定のVISA標識のある支払機（以下「支払機」という。）および提携組織が指定した日本国外の支払機（以下「提携支払機」という。）を使用して、生計費資金取引を行う目的としてカードにより当行からキャッシングサービスを受けることができます。
2.キャッシングサービスを利用した場合、年15.00%の割合で年365日（閏年は366日）の日割計算による金額をキャッシング手数料として第21条1項に定める支払日に支払うものとします。なお、提携銀行等の支払機を使用してキャッシングサービスを受けたときは当該提携銀行等所定の支払機利用手数料を合わせて申し受けま

す。
3.提携支払機の取扱いは、当該支払機を設置した提携組織の定めによるものとします。
4.会員は、日本国外で提携組織が指定する取扱い窓口にカードを呈示し、提携組織所定の伝票に会員自身が署名することにより生計費資金取引を行う目的として当行からキャッシングサービスを受けることができます。

第27条（キャッシングリボ）

1.会員は、利用残高が当行が設定した利用枠に達するまで、生計費資金取引を行う目的として繰り返し利用することができます。
2.前項の利用枠は当行が定めるものとします。ただし、当行が必要と判断した場合においては増枠もしくは減枠できるものとし、対象となる本会員に通知します。利用枠を増枠する場合において本会員から異議の申し出があるときは、当行は増枠を行わないものとします。
3.本サービスの返済方法は、毎月元金定額返済とします。毎月の返済元金の金額は会員が予め届け出るものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
4.本会員の信用状態が悪化したと認められる場合、当行が定める本人確認手続きが完了しない場合等当行が必要と認めた場合には、当行はいつでも本サービスの利用枠を減枠できるものとします。
5.本会員は、本サービスの立替払い金に対し、当行所定の利率（付利単位100円）による手数料を支払うものとします。毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々の利用残高に対し年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に支払うものとします。
6.本サービスの返済は、会員が予め指定した返済元金の金額と前項の経過手数料の合計を、第21条の定めにより支払うものとします。
7.本会員は、別途定める方法により、本サービスの利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができます。

第28条（普通預金の預入れおよび払戻し）

会員は四銀カード規定により、利用口座の普通預金の預入れおよび払戻しをすることができます。

第3章　【その他の条項】

第29条（期限の利益の喪失）

1.会員は、次のいずれかに該当する場合には、一切の未払債務について期限の利益を喪失し、直ちにその全額を支払うものとします。
①リボルビング払い、分割払い、2 回払いまたはボーナス一括払いによるショッピング利用代金に基づく債務については、当行から20日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払わなかったとき。
②虚偽の申告をしたことが判明したとき。
③本規定の定める事項の1つにでも違反したとき。
④カードの改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。
⑤住所変更の届け出を怠る等、会員の責に帰すべき事由によって、当行に会員の所在が不明となったとき。
⑥支払を停止したとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
⑦破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
⑧本会員の預金について仮差押、保全差押、差押の命令、通知が発送されたとき。
⑨当行の発行する他のカードを所持している場合において、その1枚のカードにつき上記①から⑤までに記載した事項のいずれかに該当したとき。
2.前項の定めにかかわらず日本国内外のキャッシングサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第30条（反社会的勢力の排除）

1.会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
①暴力団
②暴力団員
③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
④暴力団準構成員
⑤暴力団関係企業
⑥総会屋等
⑦社会運動等標ぼうゴロ

⑧特殊知能暴力集団等
⑨その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）
⑩暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
⑪暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
⑫自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
⑬暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑭役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2.会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行なわないことを確約します。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為
3.会員が、本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明･確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの通知催告等の請求により、会員は銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を喪失し、直ちに債務を返済します。
4.会員の責めに帰すべき事由によって、銀行に届け出ることなく、会員の所在が不明となり、前項の通知催告等の請求が延着または到達しなかったとき、あるいは請求を受領しなかったときには、請求が通常到達すべき時期に期限の利益を喪失したものとします。

第31条（遅延損害金等）

1.会員は当行に対する債務を支払日に支払わなかった場合には、当該支払金の元金に対し、支払日の翌日から完済に到るまで、次に定める遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、年365日（閏年は年366日）の日割計算とします。
①本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る分割支払金合計の残金金額（付利単位100円）については商事法定利率を乗じて計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金（付利単位100円）については年14.60%を乗じて計算した額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。
②前記①の場合を除き、本会員が、カードショッピングの支払金（付利単位100円）の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.60%を乗じて計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額（付利単位100円）に対し商事法定利率を乗じて計算した額を超えないものとします。
③キャッシングサービスは、年20.00%を乗じた額とします。
2.会員は、当行に対する債務を支払日に支払わなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、440円（税込）を負担するものとします。
3.当行が会員に対する債権の保全ならびに取立に要した一切の費用は会員の負担とします。

第32条（サービスの停止）

1.ショッピングサービス、キャッシングサービスによる債務のいずれかの支払いを怠ったときは、会員はその債務を完済するまで、これらのサービスを受けることはできません。なお、この場合当行は、カードを回収することができるものとします。
2.当行は次の各号に該当する場合には、カードによるショッピングサービス、キャッシングサービスの全部または一部について利用を停止することおよびカードを回収することができるものとします。
①会員が本規定に違反した場合もしくは違反するおそれがあると当行が判断した場合。
②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。
③ショッピングサービス、キャッシングサービスによる債務のいずれかの支払遅延が頻繁に発生する等により会員の信用状態が著しく悪化または悪化するおそれがあると当行が判断した場合。
④その他会員の信用状態が著しく悪化または悪化するおそれがあると当行が判断した場合。
⑤ショッピングサービスについて、会員がショッピング利用可能額を超えた利用をした場合またはしようとした場合、ショッピング利用可能額以内であっても短期間に商品を連続して購入する等カードの利用状況について当行が不審と判断した場合。
3.前項②により、カードの利用が停止されその解除を求める場合には、通帳および届け出印章を持参のうえ、利用口座のある店舗に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。

第33条（解約等）

1.本会員が本規定による契約を任意に解約する場合、本会員および家族会員全員のカードを添えて当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。なお、家族会員だけの解約の場合は、本会員は当該家族会員のカードを添えて届け出るものとします。
2.利用口座を任意に解約したとき、また本会員につき相続が開始したときは、本規定による契約は終了します。
3.会員が第29条・第30条の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等を要せず、本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
4.会員が次の各号の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等により本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
①当行に対する債務の1つにでも期限に履行しなかったとき。
②その他当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めたとき。
5.第10条に定めるカードの有効期限到来後、当行から新たなカードが貸与されなかったときは、本規定による契約は終了します。
6.会員は本規定による契約が解約又は終了したときは、直ちに当行にカード（家族カード、ETCカードが発行されている場合はそれらのカードを含みます）を返却し、本規定に定める当行に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。
7.カードの返却前に生じた損害については、すべて会員の負担とします。
8.会員は本取引の終了・解約後、当行に対する本取引による債務が残存する場合には指定口座に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額決済されるまで、この資金から除く）について、当行が債務完済に至るまで指定口座から引落し、この債務の弁済に充当されても異議ないものとします。また解約後においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して解約前になされた契約により生じた、カード利用代金等について全て支払の責を負うものとします。
9.契約終了後の債務は支払方法によらず一括請求とします。

第34条（当行からの相殺）

1.会員が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と会員の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当行は相殺することができるものとします。この場合、当行は事前の通知および所定の手続を省略し会員にかわり諸預け金を払戻し、債務の弁済に充当することができるものとします。
2.前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率により年365日の日割計算とします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第35条（会員からの相殺）

1.会員は、相殺計算をする7日前までに当行に通知することにより、弁済期にある預金その他の債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、当行所定の手続きをとるものとし、また相殺した預金その他の債権の証書、通帳はただちに当行に提出するものとします。
2.前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第36条（当行からの充当指定）

当行が相殺をする場合、会員の当行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、特に通知せず当行が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第37条（会員からの充当指定）

1.会員から返済または相殺をする場合、この取引による債務のほかに債務があるときは、会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、当行が債権保全上支障が生じるおそれのあるときには指定できません。
2.会員から指定がないときは当行が指定することができ、この場合、当行が指定する債務について期限未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第38条（業務の委託）

当行は、クレジットカードに関する業務およびその他会員サービスに関する業務の一部または全てを個人情報の保護措置を講じたうえで、三井住友カード株式会社、株式会社バンクカードサービスおよびその他の企業に委託できるものとします。

第39条（費用負担）

会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関の振込手数料、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課および公正証書作成費用等債権の保全または実行のために要した費用を負担するものとします。

第40条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、当行の請求に応じ、必要書類を提出するものとし、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第41条（準拠法）

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第42条（合意管轄）

本規定による取引に関して会員と当行との間に訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または利用口座のある店舗の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第43条（規定の変更、承認）

本規約の変更については当行から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第44条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座の場合は総合口座取引規定）、四国銀行キャッシュカード規定により取扱います。

【お問合せ・相談窓口】

1.商品・サービス等についてのお問合せは、カードをご利用された加盟店までお願いします。

2.本規約についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、当行におたずねください。

〒780-8605　高知県高知市南はりまや町1-1-1
四国銀行 営業統括部
TEL　088-871-2028

【当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関】

全国銀行協会
連絡先　全国銀行協会相談室
TEL 0570-017109または03-5252-3772

令和6年12月1日 改定